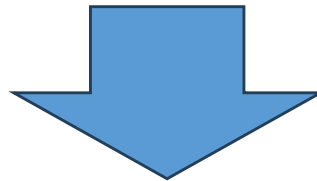


- 1 個体乳量の季節変動に応じた、生乳の年間安定取引。
- 2 牛乳の投げ売りを防止するための、不需要期を中心とする加工仕向け先の確保・拡充。
用途別取引を前提として、牛乳仕向けで生じる余乳は加工に仕向けることが原則。
- 3 脱脂粉乳・バターの跛行性や牛乳の消費減少等の構造問題についての対応。全国的な対策への関係者の参加。



全国的な見地から必要な生産者・事業者の取組については、国の様々な政策ツールを通じて促していく。